

保護者のみなさまへ

岐阜市 子ども未来部  
子ども保育課長

## 保育所等<sup>\*</sup>での通常保育の再開について

日頃から、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、国の「緊急事態宣言」が解除された以降も岐阜県からの依頼に基づき 5 月 31 日（日）までの間、保護者のみなさまに登園自粛の依頼をさせていただいた上で、規模を縮小して保育の提供をしてきましたが、**6 月 1 日（月）からは通常保育を再開**します。

これまでの間、保護者のみなさまにおかれましては、保育所等の臨時休園・閉所並びに登園自粛の依頼にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

今後、各保育所等では様々なりスクの低減に向けた取り組みを継続的に行っていきたくと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

記

### 1 保育所等の利用について

**市内の保育所等は、6 月 1 日から通常保育を再開します**

安全で安心な体制が確保できることを前提に、通常保育の提供を再開します。

(※ 保育所等：認可保育所・保育園、認定こども園、地域型保育事業)

### 2 通常保育の再開開始日

令和 2 年 6 月 1 日（月）から（休日保育を含む）

### 3 保育料の還付について

登所・登園しなかった子どもの利用料（保育料）の還付対象期間は、4 月 11 日（土）から 5 月 31 日（日）までの間です。4 月 10 日（金）以前や 6 月 1 日（月）以降は還付の対象外ですので、よろしく願いいたします。詳細は、5 月 12 日付けの岐阜市からの通知文書をご覧ください。

#### 【照会先】

岐阜市 子ども保育課 入所係長 坪内 電話 058-214-2143  
認可指導係長 田中 電話 058-214-7826